

災害時におけるホテル・旅館の 避難所としての活用について



令和3年12月17日

内閣府政策統括官(防災担当)付
参事官(避難生活担当)

目次

- ・政府の防災基本計画、指針等における位置付け P2～4
- ・コロナ禍におけるホテル・旅館の活用 P5
- ・ホテル・旅館を避難所として活用した場合の費用負担 P6～7
- ・令和2年7月豪雨におけるホテル・旅館の活用事例 P8～10
- ・今後の課題について P11



第2編 各災害に共通する対策編

第1章 災害予防

第6節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え

7 避難の受入れ及び情報提供活動関係

(3) 指定避難所等

○地方公共団体は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。



第2編 各災害に共通する対策編

第2章 災害応急対策

第6節 避難の受入れ及び情報提供活動

3 指定避難所等

(1) 指定避難所の開設

○市町村は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。

(2) 指定避難所の運営管理等

○国〔内閣府等〕及び地方公共団体は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、ホテル・旅館等への移動を避難者に促すものとする。



第1 平時における対応

2 避難所の指定

(1) 指定避難所の指定等

① 指定避難所の指定

カ 管内の公共施設のみでは避難所を量的に確保することが困難な場合には、旅館、ホテル、企業の社屋の一部（ロビー、会議室等）、企業の研修施設や福利厚生施設（運動施設、寮・保養所等）等を活用できるよう事前に協定を締結するなどしておくこと。

第2 発災後における対応

2 避難所の設置と機能整備

(1) 避難所の設置

① 災害が発生した場合には、指定避難所の被災状況、周辺火災の延焼等の二次災害の可能性、危険物の有無などの安全面を直ちに確認の上、避難所を設置すること。その際、設置した避難所の数では不足する場合には、公的宿泊施設、旅館、ホテル等の借り上げ等により避難所を確保すること。



コロナ禍におけるホテル・旅館の活用に係る留意点

- ・ 令和2年4月以降、新型コロナウイルス感染症等の状況を踏まえ、ホテル・旅館の活用等について、自治体に通知してきたところ。
- ・ ホテル・旅館等に受け入れる避難者を検討するに当たっての留意点を以下のとおり示している。
 - 高齢者・基礎疾患を有する者・障がい者・妊産婦・訪日外国人旅行者等及びその家族等を優先的に避難するように検討することが考えられるため、優先順位の考え方を決めておくとともに、事前にリストを作成し、災害時には、避難所として開設したホテル・旅館等に、上記優先順位を踏まえつつ、受け入れを図ること。
 - 避難が長期にわたると見込まれる場合には、健康な人等を含め、できるだけ早期に、ホテル・旅館等に移送することが望ましいこと。

※避難所における新型コロナウイルス感染症への対応に関するQ & A（第3版）について
（令和3年5月13日付け通知）



- ・「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応に要する経費について」（令和2年5月27日付け通知）において、ホテル・旅館を避難所として活用した場合の費用負担について、以下の通り示している。

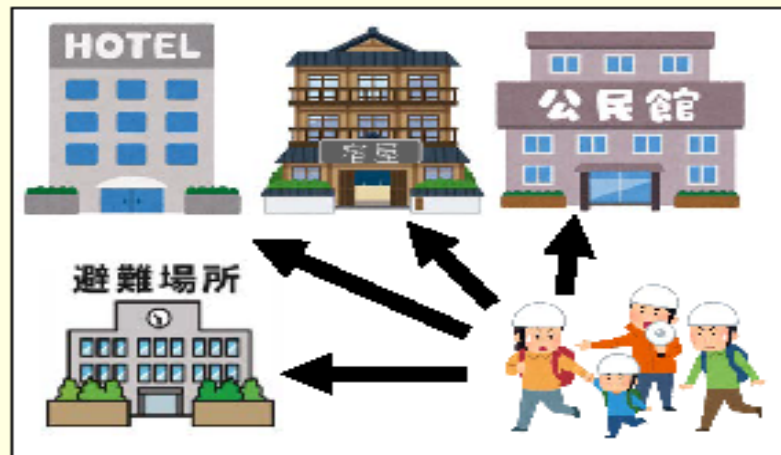
○災害救助法が適用される場合においては、救助として実施するホテル・旅館等や民間施設の借上げ、当該施設への輸送等を含む避難所の設置、維持及び管理に要する費用については、同法による国庫負担の対象となる。

○災害救助法が適用されない災害においても、新型コロナウイルス感染症への対応として実施するホテル・旅館等や民間施設の借上げ、当該施設への輸送等を含む避難所の設置、維持及び管理に要する費用については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用が可能である。



避難所としてのホテル・旅館、研修所 その他の施設等活用支援事業

災害時、従来の避難所だけでは密集を避けられないため、ホテル・旅館等や研修所等を利用して避難生活（宿泊、食事等の費用）ができるように必要な経費に充当。



避難所における感染防止対策用 物資・資材の備蓄支援事業

災害時の避難所における感染リスク低減を図るため、パーティション、段ボールベッド、マスク、体温計（非接触）、アルコール消毒液等の感染防止のために備蓄する物資・資材の購入等に必要な経費に充当。



緊急時
対応段階

継続・回復
段階

□個人 ■事業・団体 ■施設・地域
公共施設、社会生活に必要な施設

【目的】 宿泊施設等を活用し、安心できる居場所を提供したい

【主な関連】 内閣府（防災担当）避難生活担当

緊急時
対応段階

継続・回復
段階

□個人 □事業・団体 ■施設・地域
公共施設、社会生活に必要な物資

【目的】 公共空間での感染機会を削減したい

【主な関連】 総務省消防庁国民保護・防災部防災課



○令和2年7月豪雨における熊本県での活用事例

- ・ 令和2年7月豪雨においては、熊本県では、球磨川沿いの市町村に被害が集中したことにより、避難所を確保するために当該市町村外の施設（旧校舎等）を借りた取組が行われた。
- ・ 熊本県は、新型コロナウイルス感染症対策や子育て世帯のプライバシー保護として密を避けた避難生活の確保を目的に、熊本県旅館ホテル生活衛生同業組合との協定に基づき、県下全域で受入れ可能なホテル・旅館を確保し、借上げ等に係る費用について、災害救助法による国庫負担の対象とするとともに、熊本県が主導して要配慮者等の避難者を斡旋した。



○活用施設の状況等

（熊本県が斡旋した旅館・ホテル数と避難者（延べ）数（令和2年7月豪雨時））

市町村数	旅館・ホテルの数	避難者数（延べ数）
7市町村	14施設	200人

※以下の要配慮者向けの旅館・ホテル等を実際に使用した者を含む。

（熊本県が確保した要配慮者向けの旅館・ホテル等）（令和2年7月豪雨時）

	旅館・ホテルの数	避難者数
確保した施設	56施設	約1,900人（定員）
実際に使用	9施設	84人



○本取組において明らかになった課題

- ・熊本県においては、県と熊本県旅館ホテル生活衛生同業組合が事前に協定を締結し「要配慮者向け」の宿泊施設提供事業を実施しているが、災害時には状況に応じた対応が必要となるため、対象者の検討も必要。
- ・有事の際の避難所活用について、市町村単位で地域の宿泊施設と協定を締結することにより、さらなる避難場所の確保が図られる。（組合加入の宿泊施設以外の施設も避難所として活用できる。）



- ・ 発災時にホテル・旅館等を避難所として活用するための事前準備（協定締結等）
- ・ サービスの内容は、通常営業でなく避難所として活用することに留意（食事、リネン等）
- ・ 避難が長期化すると見込まれる際のホテル・旅館から仮設住宅等への移動
- ・ 要配慮者が避難する場合のバリアフリー対応（エレベーター等）